

野田市立北部保育所運営仕様書

1 基本条件

- (1) 児童福祉法、子ども・子育て支援法、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年12月29日厚生省令第63号）、千葉県が定める児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例、その他関係法規等を遵守し、その趣旨を十分に理解した上で運営すること。また、保育所の運営に当たり、千葉県が実施する児童福祉法第46条の規定による保育所指導監査において使用する「保育所指導監査調書」に示されている関係法令及び通知の内容を遵守すること。なお、関係法令に改正があった場合は、改正された内容を遵守すること。
- (2) 野田市の保育行政を理解し、野田市が取り組む子育て支援施策について、協力すること。
- (3) 現在保育所に入所している児童については、公私連携型保育所へ移行するものとする。
なお、公私連携型保育所移行後に、野田市と公私連携保育法人が協議の上、公私連携幼保連携型認定こども園に移行することも可能とする。
- (4) 運営に関する業務については、公私連携保育法人自らが行うこと。
- (5) 必要な人員が確保され、かつ保育可能と認められる場合には、特別な事情がある場合を除き、障がい児保育を実施すること。
- (6) 現在保育所で実施している諸行事等については、現在の行事を基本とすること。
- (7) 本仕様書に定めがない事項又は本仕様書の内容を変更する場合は、野田市と公私連携保育法人が協議の上決定するものとする。

2 定員及び保育所の名称等について

- (1) 定員は次表の年齢ごとの利用定員とする。ただし、既存保育所の建替えを行う際は野田市と協議の上、保育需要に応じた年齢構成及び定員を設定するものとする。

なお、令和7年4月1日現在の利用定員は次のとおり。

	0歳児	1歳児	2歳児
利用定員 (120人)	6人	18人	21人
	3歳児 25人	4歳児 25人	5歳児 25人

- (2) 保育所及びクラスの名称は、野田市、在園児の保護者及び公私連携保育法人が協議の上、決定するものとする。

3 施設の管理基準

(1) 施設の開所時間及び休所日は次のとおりとする。ただし、公私連携保育法人から開所時間を超えて運営を行う提案があった場合はこの限りではない。

保育標準時間認定者	基本保育：午前7時から午後6時まで 時間外保育：午後6時から午後8時まで
保育短時間認定者	基本保育：午前8時30分から午後4時30分まで 時間外保育：午前7時から午前8時30分まで 午後4時30分から午後8時まで
休所日	①日曜日 ②国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ③12月29日から翌年の1月3日までの日（前号に掲げる日を除く。）

(2) 保育所の利用決定については、野田市が決定するものとする。

4 管理体制

(1) 保育所に次の職員を配置すること。また、必要に応じて保育補助者等の職員を配置できるものとする。

職種名	配置要件	備考
所長（園長）	保育士の資格を有し、実務経験10年以上の者	常勤かつ専任
主任保育士	保育士の資格を有し、実務経験5年以上の者	常勤かつ専任
保育士	保育士の資格を有する者	専任
調理員		専任
看護師	正看護師の資格を有する者	専任
栄養士	栄養士又は管理栄養士の資格を有する者	他施設と兼務可
事務員		他施設と兼務可
嘱託医		他施設と兼務可
嘱託歯科医		他施設と兼務可

(2) 各年齢児クラスに担任保育士を配置すること。

(3) 保育士の採用及び配置に当たっては、低年齢児クラスに保育経験の豊富な職員を配置する等職員配置に留意することとし、実務経験を3年以上有する保育士が全体の3分の1を上回る配置となるよう努めること。

(4) 保育士は、児童の保育に当たり、次の配置基準に基づき配置すること。

【保育士配置基準】

年齢区分	保育士と児童数の対数
0歳児	児童3名に対し保育士1名以上
1歳児	児童6名に対し保育士1名以上
2歳児	児童6名に対し保育士1名以上

3歳児	児童15名に対し保育士1名以上
4歳児	児童25名に対し保育士1名以上
5歳児	児童25名に対し保育士1名以上

※保育士配置数の計算方法は、上記の表から年齢区分ごとに必要な保育士数を算出し、小数点第1位以下を切り上げ、配置する。

- (5) 調理員及び栄養士は、調理業務を第三者に委託する場合、配置しないことができるものとする。
- (6) 職員の雇用に当たっては、市内在住者を可能な限り雇用するよう努めるとともに、物品及び役務の調達についても、可能な限り市内業者に発注するよう努めること。
- (7) 職員の異動がある場合は保育内容等に関する十分な引継ぎを行うこと。
- (8) 現指定管理者が採用している非常勤職員が公私連携保育法人の定める雇用条件で引き続き保育所での勤務を希望する場合は、優先的に雇用するよう努めること。

5 公私連携保育法人が行う業務

公私連携保育法人が行う業務の範囲は「1 基本条件」に定める内容に基づき保育所を運営することに加え、次の業務を行うこととする。

- (1) 給食及びおやつの提供に関する業務
 - ①給食及びおやつの提供は自園調理により行うこと。なお、調理業務については第三者へ委託することができるものとする。
 - ②提供する給食とおやつについては、入所児童の食物アレルギー等に十分留意すること。
 - ③形態食（刻み食やミキサー食等）、宗教食等について、入所児童のニーズに合わせた給食を提供すること。
- (2) 入所児童の健康管理に関する業務
 - ①野田市が作成した「保育施設における感染症対応マニュアル作成の手引き」に基づき、本施設における感染症対策マニュアルを作成すること。
 - ②野田市及び市内保育施設の看護師で構成した「感染症対応ワーキンググループ」の活動に協力すること。
- (3) 児童虐待の防止に関する業務

児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）及び野田市虐待防止条例に定める規定を遵守すること。また、「野田市児童虐待防止対応マニュアル（保育所・幼稚園・学童保育所編）」に基づき、児童虐待の防止及び虐待の早期発見に努め、野田市及び関係機関との連携を図ること。
- (4) 保育の質の向上に関する業務
 - ①保育所の組織性や職員の意識を高め、保育の質の向上を図るため、保育内容の自己評価を毎年実施すること。また、外部機関による第三者評価を3年に1回以上受審し、結果の公表を行うこと。
 - ②保護者の意見及び要望を把握し、保育の質の向上を図るため、保護者ア

ンケートを実施し、結果の公表を行うこと。

(5) 三者協議会に関する業務

①保育所における保育の質の確保及び運営に関する透明性を確保するため、野田市、在園児の保護者及び公私連携保育法人で構成される協議会（以下、「三者協議会」という。）を設置すること。また、三者協議会の運営について、必要な規程を整備すること。

②公私連携保育法人が主体となり少なくとも年2回程度三者協議会を開催すること。ただし、公私連携型保育所開所初年度については、年4回三者協議会を開催すること。

③三者協議会において保護者から要望を受けた場合は、誠意をもって対応すること。

(6) 野田市こども計画に関する業務

①保育所地域活動事業として、高齢者とのふれあい事業を実施すること。

②市内小中学校と連携し、就学前の教育内容の充実及び就学前の生活環境等について情報交換を行うこと。また、市内小中学校のキャリア教育及び職場体験事業等に協力すること。

③保育体験の場の提供及び児童の遊びの場を確保すること。

④地域の子育て支援のため、野田市内に住所を有する者又は野田市内に勤務する乳幼児の保護者からの保育に関する相談に応じ、助言を行うこと。

6 災害及び事故対策

災害、事故、犯罪等が発生したときは、速やかに野田市及び関係機関に報告するとともに、迅速に状況確認等の対応を行うこと。また、災害発生時は野田市の求めに応じ、支援及び協力をを行うよう努めること。

7 状況報告及び実地指導

野田市は、特定教育・保育等の質の確保及び施設型給付費等の適性化を図るため、子ども・子育て支援法第14条第1項の規定により、保育所の運営状況等について、公私連携保育法人に報告若しくは文書の提出を求めることができ、必要に応じて保育所に立ち入り、実地指導を行うことができるものとする。

8 引継ぎについて

現指定管理者から公私連携保育法人への引継ぎが必要となった場合は次のとおりとする。

(1) 野田市と公私連携型保育所の設備及び運営に関する協定を締結した日の翌日から令和9年3月まで継続して、保育所の行事その他運営状況の把握等について必要な引継ぎを行うこと。また、業務引継ぎに関するスケジュールを作成し、野田市へ提出すること。

- (2) 野田市、現指定管理者、公私連携保育法人の3者で少なくとも3か月に1回程度引継ぎに関する協議及び進捗状況の確認を行うこと。
- (3) 令和9年1月から3月までの3か月間、保育士等（所長、クラス担任保育士等の予定者）を配置し、合同保育を行うこと。なお、当該人件費については、別途協議の上、野田市が負担する。